

# 地震火災防止イノベーション創出促進事業運営業務委託に係る 公募型プロポーザル方式募集要項

## 1 目的

本要項は、地震火災防止イノベーション創出促進事業運営業務を委託する事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するにあり、必要となる事項を定めるものである。

## 2 事業の概要

### (1) 事業内容

別紙「地震火災防止イノベーション創出促進事業運営業務委託仕様書」のとおり

### (2) 履行期限

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日(金)まで

### (3) 提案上限額

161,900,000 円(消費税及び地方消費税含む。)を上限とする。

### (4) 委託費の支払条件

受注者は年度ごとに中間報告等を実施し、その内容を基に、各年度の支払いを行う。支払額は発注者と受注者で協議の上、契約時に定める。

最終年度の支払いは、受注者から業務完了の報告、成果物の提出を受けた後に、発注者が必要な検査を行った上で、受注者からの請求に基づき行う。

委託料は、本市が定める予算の範囲内で受託者に支払うものとする

### (5) その他

- ・ 市は、提案書の内容を基にして、審査により選定された委託候補者と事前に委託内容・委託料について協議のうえ、協議等が整ったときには、別途市が作成する業務委託仕様書に基づき随意契約を締結する。
- ・ 委託契約の締結にあたっては、最も評価の高かった提案書の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容の詳細については、委託候補者と別途協議のうえ定めるものとする。
- ・ 本業務において作成された資料等の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む)および成果物の所有権は、発注者に帰属するものとし、受注者は許可なく使用してはならない。

## 3 応募資格

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人、又は法人を核にした複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)とする。

- (1) 事業開発のためのプログラムについて、企画、集客及び運営に係る十分な実績・経験を有すること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しないこと。

- (4) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱(平成 20 年 10 月 31 日市長決裁)別表に掲げる要件に該当する者でないこと
- (5) 仙台市税(仙台市内に事業所を有しない事業者にとっては現在の主たる事業所所在市町村の市町村税)、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 受付期限内に、仙台市の有資格者に対する指名停止に関する要綱(昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁)第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (7) 共同企業体にあつては、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、以下の全ての条件を満たしていること。なお、代表構成員または一以上の構成員は、仙台市内に本社(店)、支社(店)又は事務所等を置いていること。
  - ・ 全ての構成員が、上記(1)から(6)に掲げる条件を満たしていること。
  - ・ 構成員が本案件における他の共同事業体の構成員として、又は単独により本プロポーザルに参加していないこと。
  - ・ 構成員が代表構成員に発注者及び監督官庁等と折衝する行為等を委任していること。
  - ・ 本プロポーザルの参加表明書の提出時より前に、共同事業体を成立させていること。
  - ・ 業務完了時まで、代表構成員の変更がないこと。
  - ・ 本プロポーザルの参加表明書の提出時から契約締結時までには、構成員の変更がないこと。

#### 4 スケジュール

令和 7 年 5 月 7 日(水)	募集開始
令和 7 年 5 月 14 日(水)	事業説明会
令和 7 年 5 月 16 日(金)	質問票の提出期限
令和 7 年 5 月 23 日(金)まで	質問への回答
令和 7 年 5 月 28 日(水)	参加表明書の提出期限
令和 7 年 5 月 30 日(金)	参加資格確認結果通知
令和 7 年 6 月 6 日(金)	企画提案書等の提出期限
令和 7 年 6 月 11 日(水)	プレゼンテーション審査
令和 7 年 6 月 20 日(金)まで	受託候補者結果通知
令和 7 年 6 月 30 日(月)まで	受託候補者と仕様等の協議
令和 7 年 7 月末日予定	業務委託契約締結
令和 8 年 3 月 31 日(火)	令和 7 年度事業の中間報告と令和 8 年度事業の方針決定
令和 9 年 3 月 31 日(水)	令和 8 年度事業の中間報告と令和 9 年度事業の方針決定
令和 10 年 3 月 31 日(金)	業務終了

#### 5 事業説明会

以下の通り業務委託に係る説明会を開催する。

なお、本説明会への不参加はプロポーザルへの参加を妨げるものではない。

##### (1) 開催日時

令和 7 年 5 月 14 日(水) 8 時 30 分～

##### (2) 場所

仙台市役所 2 階 危機管理局会議室

### (3) 参加方法

下記までに電話または電子メールにて申込み。

仙台市危機管理局防災・減災部減災推進課減災推進係 担当:伊東、菅井、佐藤

電話:022-214-3109

電子メール:[kks000130@city.sendai.jp](mailto:kks000130@city.sendai.jp)

## 6 応募にあたっての質問及び回答

### (1) 受付期間

令和7年5月16日(金)17時まで

### (2) 受付方法

質問事項等を質問票(様式第1号)に記入のうえ、電子メールで提出すること。

受付期限内であれば質問回数に上限は設けない。

[提出先]

仙台市危機管理局防災・減災部減災推進課減災推進係 担当:伊東、菅井、佐藤

電子メール:[kks000130@city.sendai.jp](mailto:kks000130@city.sendai.jp)

### (3) 回答

令和7年5月23日(金)までに、質問者に回答するほか、市ホームページに回答を掲載する。

## 7 参加表明書の提出

### (1) 提出期限

令和7年5月28日(水)17時まで

### (2) 提出書類

① 参加表明書兼誓約書(様式第2号)

② 市税の滞納がないことの証明書

※仙台市外に本社または本店が属する場合は、本社または本店の属する市区町村が課する地方税の滞納がないことの証明も可とする。

※提出日前30日以内に交付を受けたものに限る。

③ 法人税、消費税など国税の納税証明書(未納税額のない証明用)

※提出日前30日以内に交付を受けたものに限る。

④ 共同事業体結成に係る届出書(様式第3号)

※様式第3号は共同事業体で参加する場合のみ提出

⑤ 暴力団排除に係る誓約書(様式第4号)

⑥ 履歴事項全部証明書(商業・法人登記簿謄本)の写し等

※仙台市競争入札参加資格者名簿に登載されている事業者は提出不要とする。

### (3) 提出方法

持参(平日に限る)、または郵送(必着)

## 8 企画提案書等の提出

### (1) 提出期限

令和7年6月6日(金)17時(必着)

## (2) 提出方法

様式第6号を基に作成した企画提案書を持参または郵送及び電子メールにて提出すること。

## (3) 提出書類

- ① 応募申込書(様式第5号)…1部
- ② 企画提案書(様式第6号)…9部(正本1部、副本8部)(記録媒体により電子データでも提出すること)  
正本にのみ事業者名を記載すること。副本には、事業者名が特定できる表現、ロゴマークなどの記載は行わないこと。
- ③ 必要経費の概算(任意様式、積算内訳を添付)…9部(正本1部、副本8部)(記録媒体により電子データでも提出すること)  
正本にのみ事業者名を記載すること。副本には、事業者名が特定できる表現、ロゴマークなどの記載は行わないこと。  
本業務委託に要する全ての経費を積算すること。(消費税及び地方消費税を含む。)

## (4) 提出書類提案上の注意

- ア 提出書類は、A4 版横書き(両面印刷)で記載。また、必要に応じて、図表等を用いて分かりやすく記載すること。
- イ 企画提案に係る費用は応募者の負担とする。
- ウ 提出資料等は返却しない。
- エ 提出期限後の提案書の提出、期限後の提案書の差し替え・再提出は認めないこととする。

## (5) 提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- ・ 応募資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
- ・ 提案書等の提出書類に虚偽の記載を行った者による提案
- ・ 上記2(3)に示す予算規模上限額を超える提案
- ・ 定められた体裁、提出様式の記載すべき事項、提出期限等に適合しない提案

## (6) 提案書等の提出先

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 仙台市役所2階  
仙台市危機管理局防災・減災部減災推進課減災推進係  
担当:伊東、菅井、佐藤 TEL:022-214-3109  
メール:kks000130@city.sendai.jp

## 9 委託候補者の選定について(プレゼンテーション審査)

以下により、委託候補者を選定する。

### (1) 審査方法

提案書等の提出書類をもとに審査基準票による書類審査及びプレゼンテーション審査を行う。

### (2) 審査基準

以下の項目等について評価し、総合的な審査を行う。

詳細は「地震火災防止イノベーション創出促進事業運営業務委託 審査基準票」を参照すること。

### (3) 審査委員会(面接審査)の開催

以下の日時・会場において全提案者に対してプレゼンテーション審査を実施する。

① 日時

令和7年6月11日(水)8:30~12:00

② 会場

仙台市役所 2階 危機管理局会議室

③ 出席者

1社あたり3名以内とし、本事業を実施する際の責任者に想定している者を主たる説明者とする。

④ 内容・方法

評価項目及び評価基準は、「審査基準票」のとおりとし、各審査委員の採点結果の合計得点を合算(以下、「総合得点」という。)し、総合点数が最も高い提案者を本業務の受託候補者として特定する。

総合得点が同一得点により1者を特定できない場合には、審査基準票の評価項目(大分類)の「1 事業の方針」及び「2 事業の実施体制(組織・人員等)」にかかる各審査委員の採点結果を合算した得点が最も高い提案者を受託候補者として特定する。

これによってもなお受託候補者を特定できない場合には、審査基準票の評価項目(大分類)の「3 事業の内容」にかかる各審査委員の採点結果を合算した得点が最も高い提案者を受託候補者として特定する。

ただし、総合得点が満点の5割未満の場合、または企画提案の内容が審査基準票の評価項目(小分類)にかかる各審査委員の採点結果を合算した得点が0点である場合は受託候補者として特定しない。

また、総合得点が次点の提案者を次点受託候補者として特定する。受託候補者特定後、受託候補者が辞退または提案が無効であることが判明した場合に限り、次点受託候補者を受託候補者とする。

応募者から企画提案書に基づく内容説明を行い、その後審査委員との質疑応答を行う。1企業につき内容説明の時間は30分以内、質疑応答時間は15分以内とする。

⑤ 質疑応答

事前に提出された企画提案書に基づいて行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない。企画提案書を投影する場合、プレゼンテーションに必要なパソコンは提案者が準備することとし、その他投影に必要なモニター(50インチ)は本市で準備する。

⑥ その他

時間・会場については、様式第5号応募申込書に記載の担当者あてにメールにて通知する。

### (4) 通知

審査結果については、全提案者に対して郵送または電子メールで通知する。また、契約締結後、本ホームページで公表する。

特定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内(土日祝日を含む)に、書面により、本市に対して非特定理由についての説明を求められることができる。

本市が非特定理由についての説明を求められたときは、本市は、その翌日から起算して10日以内(土日祝日を除く)に、書面にて回答する。ただし、特定結果に関する異議申し立て、プロポーザル参加者に関

する情報、他の提案者の企画提案に関する情報、プロポーザルの各評価基準、評価点の内訳等に関する問い合わせは受け付けない。

## 10 その他

- (1) 受託者は、本業務に関して、法令等を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- (2) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- (3) 本事業において広報等を行なう場合にあっては、市からの受託事業であることを明示すること。
- (4) 本事業の経理を明確にするため、委託先は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (5) 本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後5年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力すること。
- (6) 本業務の終了時に、実績報告書のほか配布物等必要な書類を提出すること。